

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時給付金や支援一覧

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている方に対して、各種給付金の給付や支援を行っています。

詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

NO.	制度名	対	内容	問
1	〔市〕中小企業融資利子補給	県の売上・利益減少対策融資（新型コロナウイルス要件）や新型コロナウイルス対策特別融資（セーフティネット保証4号別枠）、新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）を利用し、融資利子を支払った事業者 ※対象者には、12月ごろに市から申請書類を個別に送付します	対象の融資に係る利子の一部を補助	製造業の方は工業振興企業誘致課 ☎70・5661 製造業以外の方は商業観光課 ☎70・5685
2	〔市〕中小企業雇用安定支援臨時給付金	国の雇用調整助成金を申請した市内中小企業者（個人事業主含む）	1事業者30万円を支給（小規模企業者には20万円を支給）	
3	特別定額給付金	市の住民基本台帳に記録されている方（受給権者は世帯主）	対象者1人につき10万円を給付	市役所特別定額給付金コールセンター ☎70・5686
4	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者で、昨年の所得が児童手当の所得制限額を超えていない方	対象児童1人につき1万円を給付	子育て支援課 ☎70・5664
5	生活困窮者自立支援	経済的に困っている方	自立相談支援、住居確保給付金の支給	福祉総務課 ☎70・5624
6	市税の徴収猶予の特例	令和2年2月以降の任意の期間において、事業などに係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少している方	1年間、市税の徴収の猶予	収納課 ☎70・5663
7	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより著しく収入が下がった方など	国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免	
8	傷病手当金	国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休み、給与が全額受け取れないか一部減額された方	直近で継続した3か月間の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額を支給	保険年金課 ☎70・5617
9	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)	県の休業要請などに協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力した中小企業か個人事業主など	1事業者につき10万円	新型コロナウイルス感染症コールセンター ☎045・285・0536
10	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方	上下水道料金の支払いの猶予	海老名水道営業所 ☎046・234・4111
11	県営水道料金の減額	市の住民基本台帳に記録されている方	各世帯10%減額	
12	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった、委託を受けて個人で仕事をする保護者	就業できなかった日につき、1日当たり4100円を支給	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
13	介護保険料の減免及び徴収猶予	新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休んだ方や著しく収入が下がった方	介護保険料の減免、徴収の猶予	高齢介護課 ☎70・5636

※〔市〕は市独自の給付・支援